

平成 29 年 7 月 29 日

高尾台町会員各位

認可地縁団体 高尾台町会
町会長 川合 雅文

高尾台町会 『 個人情報保護規程 』 制定について

平素は、町会活動に対しご協力・ご理解を賜り誠に有難うございます。

高尾台町会では「個人情報保護規程」を平成 29 年 7 月 1 日付で制定することを先般、開催しました「第 1 回 役員会」で決定しましたのでお知らせします。

平成 27 年 9 月 9 日に「個人情報の保護に関する法律」が改正され、平成 29 年 5 月 30 日に施行となりました。今回の改正により「認可地縁団体 高尾台町会」は、個人情報取扱業者となり「個人情報の保護に関する法律」が適用されることとなります。この法律は、個人情報の利用を禁止するものではなく、個人の権利・利益の保護と個人情報の有用性に配慮しつつ事業の遂行を図るための法律です。

個人情報取扱業者である「認可地縁団体 高尾台町会」は、町会則にある「町会の目的」の達成、「事業」の遂行、を今までと同様に行うため、個人情報の取扱いについて「個人情報保護規程」を制定しました。

高尾台町会は、不特定多数の個人から個人情報得て営利目的事業を行っているものではなく、町会員等限定された先から個人情報等を得て事業を行っていますので、『個人情報保護規程』は、高尾台町会が町会の皆さまに個人情報の取扱を明かにするものです。

内容をご一読の上、引き続き「町会の目的」の達成、「事業」の遂行、にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以 上